【スライド1】
いつもお世話になっております。札幌市保健所感染症総合対策課です。
本日は、「介護現場における感染症対策」について、6分程お話しさせていただきます。
資料「共通事項」にございます「感染症対策」の内容をもとに、少しスライドを追加しておりますので、こちらの画面をご覧になりながらお聞きください。

【スライド2】
感染症の重症化リスクが高い高齢者が生活している施設は、「標準予防策」という基本的な感染対策を継続することが、感染症対策としても重要です。
こちらは、令和5年9月に、厚生労働省が発行した「介護現場における感染対策の手引き　第3版」です。
平時における感染対策や発生時の対応などに関する情報が掲載されています。
日常のケアのマニュアル作成や見直し、研修、訓練などにご活用ください。
ここからは、この手引きで参考にしていただきたいポイントを抜粋してお伝えしていきます。

【スライド3】
目次はこちらのとおりです。

【スライド4】
まず1つめは、「感染症の基礎知識」です。

【スライド5】
感染症とは、私たちの周りにいるウイルスや細菌などの病原体が体の中に入り、増殖して様々な症状を引き起こす病気のことです。

【スライド6】
「原因となる病原体の存在」「病原体が入り込んだ宿主に感受性があること」「病原体が宿主に入り込むための感染経路」という3つの要因が重なることによって感染が成立します。

【スライド7】
感染対策においては、「感染源である病原体の排除」「宿主の抵抗力の向上」「感染経路の遮断」が重要となります。
そのため、日頃においては、「標準予防策」、感染症流行時においては「感染経路別予防策」という感染対策を行う必要があります。

【スライド8】
では次に、「平時における感染対策」についてです。

【スライド9】
日頃からの対策として必要となるのが「標準予防策」です。
これは、感染の有無に関わらず、すべての人に対して行う感染対策です。
汗を除く全ての体液、血液、分泌物、排泄物は感染の危険性があるものとして取り扱います。

【スライド10】
ではなぜ、すべての人に対して「標準予防策」が必要なのでしょうか。
例えば、新型コロナウイルス感染症の場合、新型コロナウイルス感染症と診断された人については、

感染力のあるウイルスを排出しているとみなすことができます。
ただ、コロナと診断されていなくても、感染力のあるウイルスを排出していることがあります。
潜伏期間中の場合、無症状で未検査の場合、検査で偽陰性=つまり本当は陽性といった場合があてはまります。
このため、診断の有無にかかわらず感染の可能性を考えて、すべての人に対して標準予防策が必要となります。

【スライド11】
平時における感染対策で大切なことは、対象者の症状の有無に関わらず、日常のケアに「標準予防策」を取り入れ実践することです。
これが、「利用者」と「職員」を感染症から守ることにつながります。
手指衛生の他に、適切な防護具を必要なタイミングで使用するなど、日常のケアについて振り返り、マニュアルや手順書の中に取り入れましょう。

【スライド12】
では次に、「発生時の対応」についてです。

【スライド13】
感染症の発生時や、それが疑われる状況が生じた場合には、感染拡大防止のため、標準予防策の徹底と日頃からの取組に加えて、感染経路別の対策を行います。

【スライド14】
特に、施設内で感染者が発生した場合は、感染を拡げないために、初動の対応が重要となります。
疑われる症状がある場合には、医師の診断前であっても、すみやかに対策をとることが必要です。

【スライド15】
施設内で感染が流行し、スライドに掲載している状況に該当する場合には、行政に報告が必要となります。
詳しくは、資料「共通事項」にある「感染症対策」に掲載したホームページをご確認ください。

【スライド16】
最後に、介護現場の感染対策のポイントは、職員の方々が、自身の健康管理も含め「自分自身を守る」という意識です。
それが「標準予防策の日常化」につながり、利用者の生活を守ることにつながります。
また、利用者の体調悪化時の対応について、医療機関も含め関係機関と相談する体制をつくりましょう。
このように平時に備えておくことが、有事にいきる感染対策になります。

ご清聴ありがとうございました。